

6 確認資料等

(1) 登記されていないことの証明書・診断書・身分証明書

役員等の一覧表（P25）に記入した役員等（顧問、相談役、株主等は除く。）、本人及び令3条の使用人が、法第8条に定める欠格要件に該当しない旨を証明する、以下の1及び2の書類の提出が必要です（発行後3か月以内のもの）。

いずれか一方

1-1 登記されていないことの証明書 → 東京法務局が発行します（以下参照）。

成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※ 該当する者である場合は、下記1-2を提出してください。

1-2 医師の診断書 ※ P53～54の作成例の項目が必要です。

契約の締結及びその履行に当たり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（建設業法施行規則第8条の2）

2 身分証明書 → 本籍地の各区市町村の戸籍事務担当課が発行します（以下参照）。

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の証明書

※ 登記されていないことの証明書の見本

| 登記されていないことの証明書 | |
|----------------|----------------|
| ①氏名 | 〇〇 〇〇〇 |
| ②生年月日 | 昭和〇年〇月〇日 |
| ③住所 | 東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号 |
| ④本籍(任意) | 東京都〇区〇町〇丁目〇番地 |

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

登記されていないことの証明書の取得に当たり、外国籍の方が役員等にいる場合、証明書の申請の際に必ず国籍の入った証明書を取得願います（これにより身分証明書の添付が免除されます。）。

令和〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇

※ 身分証明書の見本

| 身分証明書 | |
|-------|---------------------------|
| 本籍 | 東京都〇区〇町 |
| 本人氏名 | 〇〇 〇〇〇 |
| 生年月日 | 昭和〇年〇月〇日 |
| 1 | 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。 |
| 2 | 後見の登記の通知を受けていない。 |
| 3 | 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。 |

上記のとおり証明する。

三つの事項を全て証明すること（三つの事項を分けて証明書を発行する区市町村があるが、その場合、不足なく複数枚の証明書を取得し提出すること）

令和〇年〇月〇日
区市町村長 〇〇

東京法務局の住所等
〒102-8225
千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎
民事行政部後見登録課

電話：03-5213-1360

(HP) <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

身分証明書については、本籍を所管する各区市町村の戸籍事務担当課にお尋ねください。

(表)

診 断 書 作 成 例

| | |
|----|-------------|
| 氏名 | 男・女 |
| | 年 月 日生 (歳) |
| 住所 | |

上記の者は、契約の締結及びその履行に当たり、必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断に当たっての根拠
診断名

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査
長谷川式認知症スケール（ 点（ 年 月 日 実施） 実施不可）
MMSE（ 点（ 年 月 日 実施） 実施不可）
脳の萎縮または損傷の有無
 あり ⇒（ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施）
 なし
知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性
 回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない
（特記事項）

3. 判断能力について
(1) 見当識の障害の有無
 あり ⇒（ まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い
 障害が高度）
 なし
〔 〕

(裏)

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地・連絡先 (電話番号等)

担当診療科名

担当医師氏名 (自署)

(2) 常勤役員等（経管）及び直接補佐者の確認資料

常勤役員等（経管）及び直接補佐者を置く場合は、その全員について以下①～③の資料がそれぞれ必要です。なお、般・特新規、業種追加、更新申請においては、③は不要です。

①【申請日現在での常勤性を確認できる資料】 ※ 常勤性の定義についてはP7参照

（個人）他の事業者の社会保険へ加入していないことの証明として以下1及び2

1. 健康保険証の写し（氏名、生年月日のわかる有効期限内のもの）
2. 直近決算の個人確定申告書の写し（第一表、第二表、受信通知（メール詳細））

（法人）申請会社における社会保険への加入の証明として以下1又は2

1. 健康保険証の写し（氏名、生年月日、事業所名の分かる有効期限内のもの）
2. 健康保険証に**事業所名が印字されていない場合は**、申請者の所属を証明するため、**健康保険証の写し及び**以下のいずれかの資料

- ・健康保険・厚生年金被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・住民税特別徴収税額通知書（**徴収義務者用**）の写し
- ・（新規に認定する者に限り）特別徴収切替届出（受付印のあるもの）の写し
- ・直近決算の法人用確定申告書の写し（表紙、役員報酬明細、受信通知（メール詳細））
※ 申請会社において役員として一定額の役員報酬を得ていることを証する必要がある。
- ・厚生年金の被保険者記録照会回答票の写し
- ・（新規に認定する者に限り）資格取得届（受付印のあるもの）又はその通知の写し
- ・健康保険組合等による資格証明書（申請会社への在籍を証明するもの）（**原本提出**） ほか

※ 被扶養者となっている者は、常勤性が推定できないため常勤役員等（経管）となることはできません。

※ 申請事業者以外からの報酬がある場合、原則常勤とみなしません。

- （注1）住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離（通勤時間がおおむね片道2時間以上）にあり、常識上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料（通勤定期券やETC記録等）を求めることがあります。
- （注2）出向者の場合は上記1～2に加え、出向契約書・発令通知書等で該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料、又は該当者の氏名が記載された、申請時点における3か月分の出向負担料に関する出向元・出向先間の請求書及び入金資料等の資料が必要です。
- （注3）常勤役員等（経管）は、他社を代表する代表取締役等と兼ねることはできません（その会社において、事務一般を掌理する常勤の取締役がいる旨の証明書の提出がある場合を除く。）。
- （注4）健康保険法の改正により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者記号・番号については、見えないように消した（隠した）ものを提出するようお願いいたします。

②【申請日現在において常勤役員等（経管）及び直接補佐者の地位にあることを示す資料】

【常勤役員等（経管）】 申請時点において、法人にあっては役員又は権限を委譲された執行役員等、個人にあっては事業主又は支配人である必要があります。

※ 過去の経営等経験に関してはP56③で示すとおり、イ(3)における部長職経験等が認められる場合もありますが、この場合でも、常勤役員等（経管）に置くためには、役員又は権限を委譲された執行役員等とする必要があります。

■ 確認資料

（法人）役員であることを示す発行日が3か月以内の登記事項証明書

（「役員に関する事項」の分かる履歴事項証明書等）

又は権限委譲を受けた執行役員等であることを示す資料（取締役会の議事録、組織図等）

（個人）他の事業者^に在籍せず、事業主であったことを示す資料

（個人確定申告書の写し（第一表、第二表、受信通知（メール詳細）））

又は支配人である場合は、そのことを示す登記事項証明書（履歴事項証明書等）

【直接補佐者】申請時点において、常勤役員等（経管）（口該当）に直属の者である必要があります。

■ 確認資料 …… 組織図等

③【経営等の経験について確認できる資料】

建設業の経営又はその補助、及び業務経験の確認に当たっては、それぞれの期間分の経験年数(1.)を積み重ねていることと、その期間が建設業に関して証明すべきものである場合、当該期間において、事業者として建設業の経営業務を管理していたこと(2.)を証明する必要があります。

1. 過去の経験年数を証明するものとして、証明期間分の以下の書類 (P57参照)

| | |
|--------------------|---|
| イ(1)の 常勤役員等(経営) | 建設業に関し5年以上、役員であったことを示す登記事項証明書 (「役員に関する事項」の分かる履歴事項証明書等) ※ 個人にあつては、他の事業者 ^① に在籍せず、事業主であったことを示す資料 (個人確定申告書の写し(第一表、第二表、受信通知(メール詳細))) ※ 令3条の使用人の経験を使う場合は、5年以上その地位にあつたことを示す、 経験会社での建設業許可申請書や変更届出書の写し等 |
| イ(2)の 常勤役員等(経営) | 建設業に関し5年以上、取締役会設置会社において、取締役会の決議により権限委譲を受けた執行役員等であったことを示す資料(取締役会の議事録、組織図等) |
| イ(3)の 常勤役員等(経営) | 建設業に関し6年以上、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつたことを示す資料(組織図、業務分掌規程、人事発令書等) |
| ロ(1)の 常勤役員等(経営) | 建設業に関し2年以上、役員又は権限を委任された執行役員等であったことを示す資料(イ(1)(2)と同様)。さらに、この期間と合わせて5年以上となるように、建設業に関して役員又は役員等に次ぐ職制上の地位(財務管理・労務管理・業務運営のいずれかについて)にあつたことを示す資料 (例:役員等4年+次ぐ地位1年でも可) (組織図、社員名簿、略歴書(P44)、この期間の常勤性を示す①の資料等) |
| ロ(2)の 常勤役員等(経営) | 建設業に関し2年以上、かつこの期間と合わせて5年以上となるように、役員又は権限を委任された執行役員等であったことを示す資料 ※ 個人では、他の事業者 ^① に在籍せず、事業主であったことを示す資料 |
| 直接補佐者 | 建設業に関し5年以上、申請会社(吸収合併等により、過去に所属していた会社と申請会社の間で経営上の連続性があると認められる場合に限り、消滅会社での経験を足すことは可)において、財務管理・労務管理・業務運営に携わる部署に在籍し、業務経験を積んだことを示す資料(職層は問わない) (組織図、社員名簿、略歴書(P45)、この期間の常勤性を示す①の資料等) ※ 個人では、その建設業者等の下の専従者又は給与者として、建設業において財務管理・労務管理・業務運営に携わっていたことを示す資料 (事業主の青色申告書、略歴書(P45)、この期間の常勤性を示す①の資料等) |

2. 証明期間において、建設業を経営していたことを証明する資料として、以下ア～ウ

(1.)の資料は、常勤役員等(経営)及び直接補佐者が、証明する者における在籍を示す資料であり、この期間、証明者において、実際に建設業の経営又は補助をしていたことが分かる資料が必要です。

ア 証明期間において、建設業許可を有していた場合

＜建設業許可通知書又は受付印の押印された建設業許可申請書・変更届出書・廃業届等の写し＞

※ 通知書等の全てではなく、過去の建設業許可期間を合理的に推定するに足る分を添付してください。

(例)平成7年4月1日～平成15年3月31日の通知書と、平成22年4月1日～平成27年3月31日の通知書がある、既に失効した事業者の許可期間については、両通知書の許可番号が同一である場合、平成7年4月1日～平成22年4月1日まで建設業許可が続いていたと推定します(さらに、廃業届の写しがある場合はその廃業日まで、直近の決算報告書がある場合はその決算期の末日まで許可が継続していたものと推定が可能)。

※ 東京都知事許可の場合は、許可番号及びその許可期間について様式七号又は七号の二の備考欄に記入することで、上記資料を省略可能です(ただし、令3条の使用人の期間については、申請書・変更届出書等の裏付け資料は省略不可)。

※ 令3条の使用人の経験を証明する場合は、建設業許可申請書(変更の場合は変更届出書)、営業所一覧表、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表で、令3条の使用人の就任日及び当該営業所名が確認できるものを提出してください。

※ 大臣・他の道府県知事許可の場合は、それぞれの許可行政庁へ許可期間をお問い合わせください。

イ 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合

＜期間通年分の建設業に関する工事請負契約書・工事請書・注文書又は請求書等の写し等＞

※ 請求書、押印のない工事請書・注文書等については、入金を確認できる資料による補足が必要です(電子契約である場合を除く)。これらの請求書等は入金確認資料の写しと併せてお持ちください(P60参照)。

ウ 大臣認定の場合はその認定証の写し

■ 元経營業務の管理責任者（常勤役員等（経管））又は元直接補佐者であることによる証明について

過去いずれかの建設業許可で、経營業務の管理責任者又は常勤役員等（経管）として認められた者は、当該事実が確認できる資料（許可行政庁において受付印の押印された建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（第一面）（様式第二十二号の二）及びこれらに添付された様式第七号等の写し）をP56の1及び2のアからウまでに代えることができます。（令和2年9月30日以前の旧イ・ロ該当者は、令和2年10月1日以降の新イ(1)該当者となる。）ただし、新ロ該当者であった元経管経験をそのまま後日新イ該当者経験とすることはできません（常勤役員等（経管）・直接補佐者の交代パターンに関して、P91も参照してください。）。

こうした「元経管証明（元補佐者証明）」を行う場合は、申請書別とじに添付する様式第七号（又は七号の二）について、証明内容をこの添付資料と完全に同一の内容で新たに作成してください（証明者及び申請者欄については、現在の証明者及び申請者情報を記入）。

■ 常勤役員等（経管）の過去の経営経験について（図示）

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | |
|------|---|----|---|----|----|----|---|
| イ(1) | 【経營業務の管理責任者】として【建設業の経營業務を管理】した経験 | | | | | | |
| イ(2) | 【経營業務の管理責任者に準ずる地位（権限の委任を受けた者）】として【建設業の経營業務を管理】した経験 | | | | | | |
| イ(3) | 【経營業務の管理責任者に準ずる地位（イ(2)以外の者）】として【建設業の経營業務管理責任者を補助】した経験 | | | | | | |
| ロ(1) | 【役員】として【2年以上】 【建設業】の経験 | | 左を含め財務・労務・業務運営につき 【役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位】 にあって【5年以上】の【建設業】の経験 | | | | + |
| ロ(2) | 【役員】として【2年以上】 【建設業】の経験 | | 左を含め【役員等】として 【5年以上】の経験 | | | | + |
| ハ | 国土交通大臣により、 イ、ロと同等以上の経営体制を有すると認定されたもの | | | | | | |

※ 以下3名の直接補佐者（常勤役員等（経管）の直属の者）が必要
建設業の財務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
建設業の労務管理に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
建設業の業務運営に関し申請会社で5年以上の業務経験を有する者
（同一人の兼務可、常勤役員等（経管）との兼務不可）

■ 常勤役員等（経管）の過去の経営経験の確認資料について（確認表）

| ○：要 △：必要に応じて提出 確認が取れない場合、さらに他の書類も併せて提出していただくことがあります。 | | | | | | | |
|--|--|-----|-----|-----|-----|------|---|
| 提出 | 確認資料 | イ該当 | | ロ該当 | | 直接補佐 | 確認事項 |
| | | (1) | (2) | (1) | (2) | | |
| ① 執行役員等が常勤役員等（経管）である場合や、直接補佐者の常勤性確認の追加資料 | | | | | | | |
| □ | 身分証明書、ないこと証明書（又は医師の診断書） 役員の一覧表及び氏名一覧表への記名 | △ | △ | △ | △ | - | 常勤役員等（経管）については、執行役員等であっても欠格要件の確認のための身分確認資料が必要となる（他の執行役員等については不要） |
| □ | 【執行役員等】 定款・株主総会・取締役会の議事録や有価証券報告書等 【直接補佐者】 人事発令書・社員名簿等及び健康保険証 | △ | △ | △ | △ | △ | 常勤役員等（経管）が執行役員等である時や、直接補佐者であるものが、般特新規・業種追加・更新申請や交代の時点で引き続き、その地位に常勤していることを示す資料が必要（退任後、再任まで1日以上間が空く場合は、常勤役員等（経管）の変更届又は廃業届が必要） |
| ② 経営経験、経営補助経験、財・労・業の業務経験の確認資料 | | | | | | | |
| □ | 組織図 ※該当者の氏名を記入 | - | ○ | ○ | ○ | ○ | 全社的なものを含み、かつ被証明者の位置づけが明確なもの |
| □ | 建設業部門に関する執行権限の委譲があることや、 経営経験（業務経験）部署に建設業の業務権限があること の確認資料として以下が必要 【法人における経験】 □ 定款・株主総会の議事録 □ 業務分掌規定 □ 取締役会規則、取締役就業規則・取締役会の議事録 □ 執行役員規程、執行役員業務分掌規程 など 【個人事業主における補助経験】 □ 使用者の確定申告書 （第1表、第2表、青色申告決算書） □ 業議書 ※年1件程度期間分 | - | ○ | ○ | ○ | - | 【イ(2)】 ・取締役会の決議等により建設業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議等により決められた業務執行の方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、 具体的な業務執行や経営に専念した経験 に該当することを示すもの 【イ(3)】 ・建設業の 経營業務の管理責任者に準ずる地位 にあったことを示すもの 【ロ(1)】………2年以上の建設業の役員等経験とは別に、この期間と合わせて、5年以上の 役員等に次ぐ職制上に地位（管理職） であり、 建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営に関するもの 【直接補佐者】……建設業に関する 財務管理・労務管理・業務運営の業務経験 が確認できるもの（原則、自社経験かつ経験当時のもの） |
| ③ 経営経験、経営補助経験、財・労・業の業務経験の期間の在職確認資料 | | | | | | | |
| □ | 【個人事業主の経験期間】 確定申告書（第1表、第2表） | ○ | - | - | - | - | 【イ(1)】……5年以上 【イ(2)】……5年以上（執行役員等の選任、重任日についてわかるもの） 【イ(3)】……6年以上 |
| □ | 【個人事業主の補助経験期間】 使用者の確定申告書（第1表、第2表、青色申告決算書） | - | - | ○ | - | - | |
| □ | 【法人の役員経験期間】 登記事項証明書（履歴事項証明書等） | ○ | - | - | ○ | - | |
| □ | 【法人の執行役員経験の期間】 定款・株主総会・取締役会の議事録や有価証券報告書等 | - | ○ | - | △ | - | 【ロ該当】 ・ロ(1)においては、役員として2年以上、かつこの期間と合わせて、役員等に次ぐ職制上の地位に在職していたことの証明が必要 ・ロ(2)においては、役員として5年以上、在職していたことの証明が必要 |
| □ | 【法人の経営補助経験、管理職経験、業務経験の期間】 人事発令書・社員名簿等 | - | - | ○ | △ | ○ | |
| □ | 健康保険証（事業所名が無い場合は追加資料） | - | - | - | - | ○ | 直接補佐者の業務経験について、その証明期間を通して、証明会社で常勤であったことを示す資料（P55①参照） |
| ④ 建設業の役員等としての期間における経営経験・経営補助経験の確認資料 | | | | | | | |
| □ | 【許可無し期間につき】 工事請負契約書等の写し（P56、60参照） | | ○ | | | | 【建設業の経営経験（イ(3)6年以上、他5年以上、期間通年分）】 ※ロ該当では直接補佐者が必要であり、この者達の業務経験の証明のため、結果的にはロ(1)においても5年以上の証明が必要 |
| □ | 【許可有り期間につき】 許可通知書等（P56参照） | | ○ | | | | 【建設業の財務管理・労務管理・業務運営の業務経験（各5年以上、期間通年分）】 ※原則、補佐当時の資料（原則、自社経験のみ）が期間通年分必要 ※補佐当時の資料が用意不能の場合に限り、直近の5年以上の資料でも推定可 |

※「常勤役員等（経管）」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。これらに準ずる者とは、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則含まれませんが、**取締役会設置会社において、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は含まれます。**

(3) 専任技術者の確認資料

各営業所に専任技術者を置く場合は、その全員について以下①及び②の資料がそれぞれ必要です。

①【申請日現在での常勤性（及び専任性）を確認できる資料】 ※ 専任性の定義についてはP8参照

（個人）他の事業者の社会保険へ加入していないことの証明として以下1及び2

1. 健康保険証の写し（氏名、生年月日の分かる有効期限内のもの）
2. 直近決算の個人確定申告書の写し（第一表、第二表、（受信通知（メール詳細））

（法人）申請会社における社会保険への加入の証明として以下1又は2

1. 健康保険証の写し（氏名、生年月日、事業所名の分かる有効期限内のもの）
2. 健康保険証に**事業所名が印字されていない場合は**、申請者の所属を証明するため、**健康保険証の写し及び**以下のいずれかの資料

- ・健康保険・厚生年金被保険者に関する標準報酬決定通知書の写し
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・住民税特別徴収税額通知書（**徴収義務者用**）の写し
- ・（新規に認定する者に限り）特別徴収切替届出（受付印のあるもの）の写し
- ・直近決算の法人用確定申告書の写し（表紙、役員報酬明細、受信通知（メール詳細））
※ 申請会社において役員として一定額の役員報酬を得ていることを証する必要がある。
- ・厚生年金の被保険者記録照会回答票の写し
- ・（新規に認定する者に限り）資格取得届（受付印のあるもの）又はその通知の写し
- ・健康保険組合等による資格証明書（申請会社への在籍を証明するもの）（**原本提出**） ほか

※ 被扶養者となっている者は、常勤性が推定できないため、専任技術者となることはできません。

※ 申請事業者以外からの報酬がある場合、原則常勤とみなしません。

（注1）住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離（通勤時間がおおむね片道2時間以上）にあり、常識上通勤不可能なものについては、通勤確認のできる資料（通勤定期券やETC記録等）を求めることがあります。

（注2）出向者の場合は上記1～2に加え、出向契約書・発令通知書等で該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料、又は該当者の氏名が記載された、申請時点における3か月分の出向負担料に関する出向元・出向先間の請求書及び入金等を確認できる資料が必要です。

（注3）専任技術者は、他社を代表する代表取締役等と兼ねることはできません（他社が休眠していることに関する証明書又は複数代表取締役であるが、他社では非常勤の代表取締役であることに関する証明書の提出がある場合を除く）。

（注4）健康保険法の改正により、令和2年10月1日から保険者番号及び被保険者記号・番号については、見えないように消した（隠した）ものを提出するようお願いいたします。

②【技術者要件について確認できる資料】

※ 業種追加申請の際は、追加業種を担当する専任技術者についてのみ、以下の資料が必要。

※ 書類のとじ方についてはP20～23、60参照（ア～ウは「別とじ」に、エ～オは「確認資料」にとじる）

【ア】技術者の要件が国家資格者等の場合は、その合格証明書・免許証等の写し

※ P68～70、P72の「技術者の資格（資格・免許及びコード番号表）」を参照（一部資格はP59【エ】を伴う）

【イ】技術者の要件が監理技術者である場合は、監理技術者資格者証の写し

※ 監理技術者資格者証により資格証明する業種については、他の【ア】、【ウ】～【オ】の証明書類（資格認定証明書、修業（卒業）証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書等）の添付が不要

※ 監理技術者資格者証により資格証明する場合、専任技術者一覧表（別紙四）、専任技術者証明書（様式第八号）に記入するコード番号はP66を参照してください。

※ 指定建設業（P8エ）以外の業種については、1級の国家資格者・技術士の資格者又は大臣認定者でなくとも、特定建設業許可の専任技術者となることが可能（この場合【オ】は不要）。

※ 「監理技術者資格者証」についての問合せ先：一般財団法人建設業技術者センター（03-3514-4711）

氏名 宮本 洋子 昭和46年10月10日生 本籍 東京都
住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
初回交付 平成19年5月10日 交付 平成29年3月1日
交付番号 第000100000000号
監理技術者資格者証
平成34年5月9日 まで有効
国土交通大臣指定資格者証交付機関
財団法人建設業技術者センター理事長
許可番号 国土交通大臣 第000000号

所属建設業種 (株)O×建設
有する資格 土施 一管施 実経(通)
建設業の種類 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し板力塗防内機絶通圓井具水消清解
有・無 100011001010110010000100010000

この場合は1級施工管理技士の合格証明書の添付不要。
この場合は電気通信工事の実務経験証明書の添付不要。

【ウ】技術者の要件が大臣認定の場合は、その認定証の写し

【エ】技術者の要件が実務経験を含む場合（記入方法はP48参照）

「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事の施工に関する技術上の経験をいいます。具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をいいます。これには、現場監督技術者としての経験も含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事は、実務経験に含まれません。

- * 実務経験で2業種以上申請する場合、業種ごとに原則10年以上の経験が必要で、実務経験期間は重複不可です（2業種を申請する場合は20年以上必要）。
- * 指定学科による期間の緩和はP67を参照してください。この場合も、実務経験期間は重複不可です。
- * 異なる業種間での実務経験の振替えは、振替え元の業種が4年＋対象の業種が8年の計12年の証明が必要です（技術経験の証明、在職経験の証明共に必要。実務経験証明書は証明者ごと、業種ごとに作成が必要）。以下に挙げる組合せでのみ、振替えは可能です。

| | | |
|------------------------|---|--|
| 土木一式 | ⇒ | とび・土工、しゅんせつ、水道施設 |
| 建築一式 | ⇒ | 大工、屋根、内装、ガラス、防水、熱絶縁 |
| 大工 | ⇔ | 内装 ※ 大工と内装は相互に振替えが可能 |
| とび・土工（H28.5.31以前の経験のみ） | ⇒ | 解体 ※ H28.6.1以降の（と）の経験は振替え不可 詳細はP72を参照してください |

なお、業種間の振替えによる短縮は、指定学科による期間の緩和と併用することはできません。

- * 附帯工事（請負契約の中で、主目的となる業種の工事に含まれる、別業種の工事）の経験は、実務経験の証明に使うことはできません。

1. 証明期間において、対象業種で実務経験を積んだことを証明する資料

(1) 証明期間において、建設業許可を有していた場合

＜建設業許可通知書又は受付印が押印された建設業許可申請書・変更届出書・廃業届等の写し＞

- ※ 証明しようとする業種に対応するものが必要。常勤役員等（経管）とは違い、対象業種の許可期間が分かる通知書等の全てを添付すること。
- ※ 東京都知事許可の場合は、許可番号、許可業種及びその許可期間について、様式第九号の備考欄に記入することで、上記資料を省略可能です。
- ※ 大臣・他の道府県知事許可の場合は、それぞれの許可行政庁へ許可期間をお問い合わせください。
- ※ 許可を有している場合であっても、実際に工事を行っていた期間の合計が10年以上必要です。

(2) 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合

＜業種内容が明確に分かる期間通年分の工事請負契約書・工事請書・注文書又は請求書等の写し等＞

- ※ 請求書、押印のない工事請書・注文書等については、入金を確認できる資料による補足が必要です（電子契約である場合を除く）。これらの請求書等は入金確認資料の写しと併せてお持ちください（P60参照）。

（注1）実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験を対象とし、当該建設工事に係る経験期間の積み上げにより算出される合計期間となります。

（注2）電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法等により、原則として認められません。

2. 証明期間の常勤を示す資料

上記の（1.）の資料は、証明する者において工事实績等があったことを示す資料であり、この期間、この専任技術者が証明者に在籍していたことを以て、工事経験を積んだと推定します。そのため確認資料として、P58①に示す資料を、期間通年分用意してください。

【オ】指導監督的実務経験の場合（様式第十号の記入方法や注意事項につきP49参照）

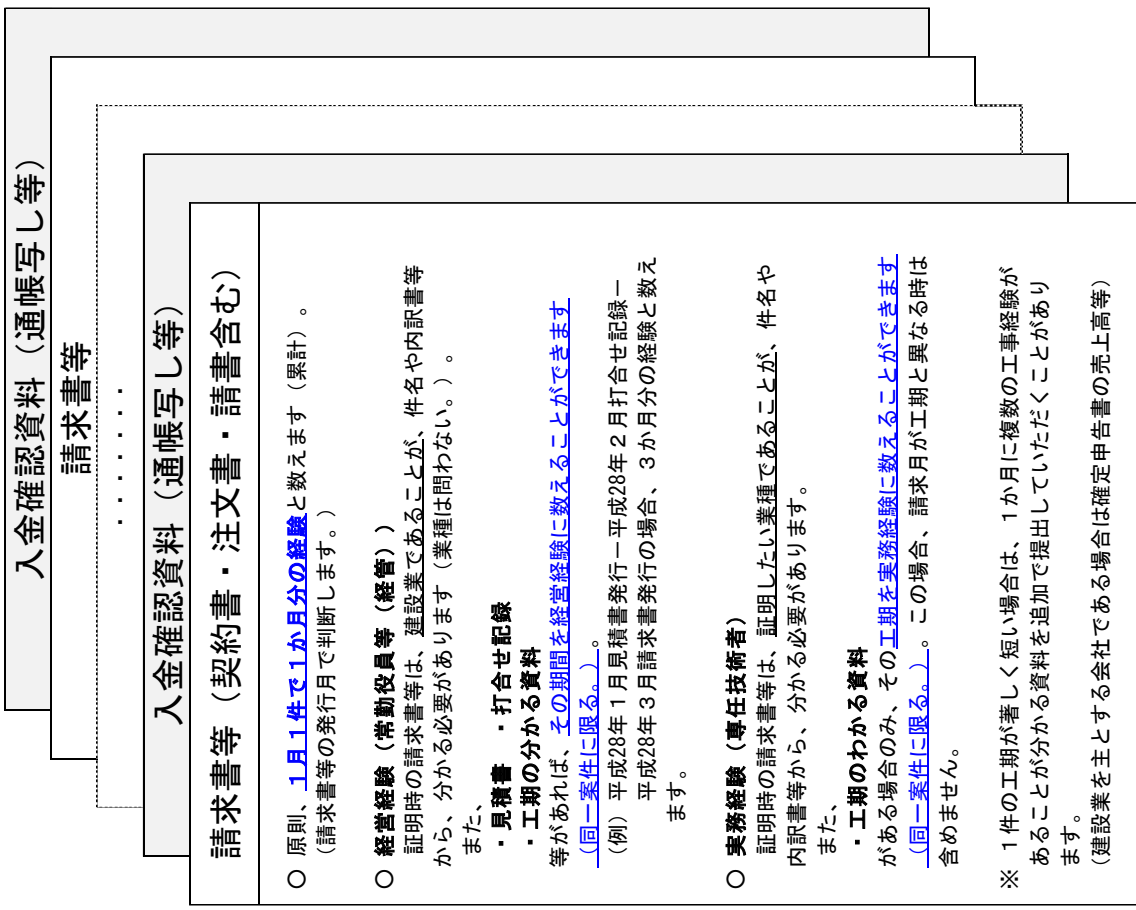
その業種で指導監督的な実務経験を積んだことを証明する資料として、【エ】と同様の資料に加え、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）内容欄に記入した工事契約書の写し及び施工体系図等、その技術者が、指導監督的な地位にあったこと分かる資料が必要です。

■ 元専任技術者による実務経験（及び指導監督的実務経験）の証明について

過去いずれかの建設業許可で、専任技術者として認められた者は、その業種について、当該事実が確認できる資料（許可行政庁において受付印の押印された建設業許可申請書（様式第一号）、又は変更届出書（第一面）（様式第二十二号の二）及びこれらに添付された様式第九号（及び十号）等の写し）を、上述のエ、オに代えることができます。なお、アの一部資格で求めている実務経験にも代えることができます。

この場合、申請書に添付する様式第九号（及び十号）については、実務経験内容をこの添付資料と同一の内容で、新たに作成してください（証明者欄については、現在の証明者情報を記入）。

○ 経営経験・実務経験を請求書等によって証明する場合のとし方



入金確認資料（通帳写し等）

請求書等

入金確認資料（通帳写し等）

請求書等（契約書・注文書・請書含む）

- 原則、1月1件で1か月分の経歴と数えます（累計）。（請求書等の発行月で判断します。）
 - **経営経験（常勤役員等（経営））**
証明時の請求書等は、建設業であることが、件名や内訳書等から、分かる必要があります（業種は問わない。）。
また、
 - ・ **実務経験（専任技術者）**
 - ・ **工期のわかる資料**
 等があれば、その期間を経営経験に数えることができます（同一案件に限る。）。
 (例) 平成28年1月見積書発行～平成28年2月打合せ記録～平成28年3月請求書発行の場合、3か月分の経歴と数えます。
 - **実務経験（専任技術者）**
証明時の請求書等は、証明したい業種であることが、件名や内訳書等から、分かる必要があります。
また、
 - ・ **工期のわかる資料**
 がある場合のみ、その工期を要務経験に数えることができます（同一案件に限る。）。この場合、請求月が工期と異なる時は含めません。
- ※ 1件の工期が著しく短い場合は、1か月に複数の工事経験があることが分かる資料を追加で提出していただくことがあります。（建設業を主とする会社である場合は確定申告書の売上高等）

【提出方法について】

- ① 請求書等と入金確認資料を1か月ずつ1セットにしてください。
- ※ 複数件まとめて入金している場合は、合算した請求書を全て間に挟むか、入金の内訳表を作成して間に挟む。
- ※ 内訳書や工期資料等その案件に関する参考資料は、全て請求書等と入金資料の間に挟む。
- ② 1月1セットを、証明に必要な月数分束ねてください。
- ※ 発注者ごとではなく、年月順に並べてください。
- ※ 証明者が異なる場合は、それぞれの証明者による請求書の、始月と終月を必ず入れてください。

(例)

| 証明者 | 確認できた期間 | | 経歴年数 |
|---------|-------------------------|--------------------|-------|
| | 在籍 | 請求書等 | |
| ア 個人事業主 | 平成29年1月1日 ～令和2年4月15日 | 平成29年1月 ～令和2年4月 | 満3年3月 |
| イ 法人(A) | 令和2年4月16日 ～令和4年10月5日 | 令和2年5月 ～令和4年10月 | 満2年5月 |

- ア 個人事業主 平成29年1月、令和2年4月 } のセットは必ず入れる。
- イ 法人(A) 令和2年5月、令和4年10月 }
- ※ 個人事業主の令和2年4月の請求書等は4月15日までにしか経験としてみられません。月途中から(まで)の在籍は1月分とはみられませんので、御注意ください。

【入金確認資料について】

- 原則、通帳の写しとなります。（その他、金融機関発行の明細書等）
- ※ 入金箇所へ線を引くなど、該当箇所が分かるようにしてください。
- ※ 発注者の押印のある注文書等の場合は、入金確認資料は原則不要となります。

◇ 経営経験・実務経験期間確認表の提出について ◇

- ※ 請求書等は、原則、証明に必要な月数分（原則1月1件）必要ですが、**経営経験・実務経験期間確認表を提出した場合には、請求書等の間隔が四半期（3か月）未満であれば、その間の請求書等の写しの提出を省略できます。**（詳細は次ページ参照）

○ 経営経験・実務経験期間確認表

| 年 | 月 | 工事件名 | 工期 | 請求書等 | 入金確認資料 | 通算 |
|-------|-------|------------|---------------|------|--------|------|
| 平成23年 | 1 | 清水邸造園工事 | - | 請求書 | 通帳 | 1 |
| | 2 | | | | | 2 |
| | 3 | | | | | 3 |
| | 4 | 砧公園植栽工事 | | 請求書 | 領収書 | 4 |
| | 5 | | | | | 5 |
| | 6 | | | | | 6 |
| | 7 | 千田ビル植栽工事 | 8月8日から9月26日まで | 契約書 | | 7 |
| | 8 | | | | | 8 |
| | 9 | | | | | 9 |
| | 10 | | | | | 10 |
| | 11 | | | | | 11 |
| | 平成24年 | 1 | 山本邸造園工事 | | 請求書 | 取引明細 |
| 2 | | 大森ビル植栽工事 | | 注文書 | | 13 |
| 3 | | | | | | 14 |
| 4 | | 東山公園植栽工事 | 4月1日から5月27日まで | 契約書 | | 15 |
| 5 | | | | | | 16 |
| 6 | | | | | | 17 |
| 7 | | | | | | 18 |
| 8 | | 立川公園修景施設工事 | | 注文書 | | 19 |
| 9 | | | | | | 20 |
| 10 | | | | | | 21 |
| 11 | | | | | | 22 |
| 令和4年 | | 1 | | | | |
| | 2 | | | | | 24 |
| | 3 | 星のビル植栽工事 | | 注文書 | | 25 |
| | 4 | | | | | 26 |
| | 5 | | | | | 27 |
| | 6 | 中央公園植栽工事 | 6月9日から7月31日まで | 契約書 | | 28 |
| | 7 | | | | | 29 |
| | 8 | | | | | 30 |
| | 9 | 富山公園植栽工事 | | 注文書 | | 31 |
| | 10 | | | | | 32 |
| | 11 | | | | | 33 |
| | 12 | | | | | 34 |

通算月数を記入

前の請求書等と次の請求書等の間隔が3か月未満であるため、経験期間として認められる。

前の請求書等と次の請求書等の間隔が3か月以上であるため、経験期間として認められない。

前の請求書等と次の請求書等の間隔が3か月以上であるが、工期の終期である9月と次の請求書等の間隔が3か月未満であるため、経験期間として認められる。

【基本的な記入方法】

- ① 請求書等は、証明しようとする期間の全てを含むこと。
(例) 平成24年1月から令和3年12月の10年間の証明しようとする場合、平成24年1月以前の請求書等と令和3年12月以降の請求書等が必要
- ② 請求書等の間隔が四半期(3か月)未満の間については、請求書等の写しの提出を省略することができる。
(例) 平成24年1月と平成24年4月の請求書等がある場合、平成24年2月・3月分の提出は不要

以下の通算月数に達するまで記入が必要

- ・1年実務の場合 ⇒ 12
- ・3年実務の場合 ⇒ 36
- ・5年実務の場合 ⇒ 60
- ・10年実務の場合 ⇒ 120

証明者が異なる場合は、前の請求書等と次の請求書等の間隔が3か月未満であっても、経験期間として認められない。

※【機械器具設置工事(専任技術者)の場合】

工期の全てではなく、現場での機械の組立・設置工事期間のみを実務経験期間とします。
⇒ 注文書等に加えて、工程表等現場で機械を組み立て・設置工事を行っている期間が確認できる資料を提出すること。

(4) 健康保険等の加入状況の確認資料

【令和2年10月以降の社会保険の許可要件化について】

1. 「適切な保険に加入していること」が許可要件となりました。

- ◆ 令和2年10月1日以降の申請（更新含む。）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんので御注意ください。
- ◆ 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）の記入方法が変わりました。健康保険等の加入状況に応じて、下記の番号を記入してください。

| 保険の加入状況 | (参考) 従前 |
|---------------------------|----------|
| 適用事業所、適用事業の届出を行っている場合…… 1 | 1 (変更なし) |
| 適用が除外される場合……… 2 | 3 |
| 一括適用の承認に係る事業所……… 3 | 1 |

※ 未加入（従前の記載では「2」）については、社会保険の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりましたので、御注意ください。

2. 確認資料について

《健康保険・厚生年金保険》

- ◆ 事業所整理記号・事業所番号の確認できる、下記のいずれかの資料（写し）を御提出ください。

| |
|--|
| (a) 健康保険（全国健康保険協会）に加入の場合 |
| ・ 納入告知書納付書、領収証書 ・ 保険納入告知額・領収済通知書 ・ 社会保険料納入確認（申請）書（受付印のあるもの） |
| (b) 組保管掌健康保険に加入の場合 |
| （健康保険について）健康保険組合発行の保険料領収証書 （厚生年金保険について）上記(a)のいずれか |
| (c) 国民健康保険に加入の場合 |
| （厚生年金保険について）上記(a)のいずれか |

- 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書

(例1) 窓口納付

| 納入告知書 納付書・領収証書 | | | |
|----------------|--------|-----------|---------|
| 年度 | 年金特別会計 | 取扱庁番号 | |
| 納付目的年月 | 年 月 分 | 納付期限 | 年 月 日 |
| 健康助定 | 健康保険料 | 厚生年金助定 | 厚生年金保険料 |
| 子ども・子育て給付 | | 子ども・子育て給付 | |
| 事業所整理記号 | 事業所番号 | うち証券受領 | 証券受領 |
| | | 全部 | 一部 |

(例2) 口座振替

| 保険料納入告知額・領収済額通知書 | | | |
|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。 | | 下記の金額を指定の金融機関が受領しました。 | |
| 健康助定 | 厚生年金助定 | 健康助定 | 厚生年金助定 |
| 健康保険料 | 厚生年金保険料 | 健康保険料 | 厚生年金保険料 |
| 子ども・子育て給付 | 児童手当拠出金 | 子ども・子育て給付 | 児童手当拠出金 |
| 合計額 | | 合計額 | |
| 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| 歳入徴収官 | | 歳入徴収官 | |
| 厚生労働省年金事業管理課 | | 厚生労働省年金事業管理課 | |
| (年金事務所) | | (年金事務所) | |

- 健康保険及び厚生年金保険の納入証明書

(例)

| 社会保険料納入証明(申請)書 | |
|----------------|---------------|
| 1. 申請者 | |
| 事業所整理記号 | 事業所番号 |
| 事業所所在地 | |
| 事業所名称 | |
| 事業主氏名 | |
| 電話番号 | ()-() |
| 2. 申請事由 | |
| 3. 証明事由 | |
| 項目 | 対象期間 |
| 健康保険料 | |
| 厚生年金保険料 | 平成 年 月分から平成 年 |
| 児童手当拠出金 | |
| (延滞金を含む) | |

※ 社会保険に加入して間がなく、保険料納入の実績が無い場合は、下記でも可

- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- 健康保険・厚生年金保険の新規適用届（年金事務所による受付印のついたもの）

《雇用保険》

◆ **雇用保険の労働保険番号（※事業所番号ではありません。）**を確認できる下記のいずれかの資料（写し）を御提出ください（※労災保険の労働保険番号を誤記しないようお願いいたします）。

- ・ 「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」
- ・ 「労働保険料等納入通知書」及び「領収済通知書」

○ 労働保険概算・確定保険料申告書の（例）

○ 申告した保険料の納入に係る領収済通知書（例）

※ 雇用保険に加入して間がなく、保険料納入の実績が無い場合は、領収済通知書の写しの提出は不要です。

※ 労働保険事務組合が保険料の納付を行っている場合は、労働保険番号が記載されている、事務組合が発行する労働保険料領収書等の写しを提出してください。

（参考）【社会保険等加入義務一覧】 ○：加入義務あり

| 事業所区分 | 常用労働者の数 | 健康保険 年金保険 | 雇用保険 | 適用除外となる保険 — 雇用 — 健康、年金 雇用、健康、年金 |
|-------|---------|--------------|------|--|
| 法人 | 1人～ | ○ | ○ | |
| | 役員のみ等 | ○ | — | |
| 個人事業所 | 5人～ | ○ | ○ | |
| | 1人～4人 | — | ○ | |
| | 1人親方等 | — | — | |

3. 注意事項について

《健康保険・厚生年金保険》

- 健康保険、厚生年金保険については、法人であれば原則適用事業所となります。
- 健康保険、厚生年金保険について、個人事業主の場合は、家族従業員を除く従業員が5人以上の場合に、原則適用事業所となります。
- 健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合、適用除外承認を受けることができます（東京土建国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等）。

※ 適用事業所の該当等についての詳細は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

〔東京都の年金事務所一覧〕 <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/tokyo/index.html>

《雇用保険》

- 1人でも労働者を雇っている場合、法人、個人事業主の別なく雇用保険の適用事業所となります。法人の役員、個人事業主、同居の親族のみで構成される事業所の場合、雇用保険は原則適用除外となります。

※ 適用事業所の該当等についての詳細は、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

〔東京都のハローワーク一覧〕 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list.html>

(5) 令3条の使用人の確認資料

令3条の使用人を置く場合は、その全員について「(2) 常勤役員等（経管）の確認資料」の①（P55）と同じ確認資料が必要となります（置かれている従たる営業所における常勤性の確認）。

(6) 営業所の確認資料

- 1 法人 ア 登記事項証明書（支店登記での確認でも可）
- 2 個人 イ 商号（屋号）を登記している場合は、登記事項証明書
ウ イに該当しない個人の所在地変更の場合は、住民票
- 3 営業所写真 ※ 詳細は、ページ下部をお読みください。
- 4 名刺・封筒等の写し 営業所の郵便番号、電話番号が確認できるもの（提示のみ）
（変更届の場合には、従前の届出内容と変更がなくても御提示ください。）

登記上（個人事業主については住民票上）以外の場合に事実上の営業所があり、上記資料1、2で確認できない場合は、次の5、6を提出してください。（この場合、上記1、2は省略可）

- 5 自社（自己）所有の場合 エ 当該建物の登記事項証明書
（エ又はオのいずれか） オ 当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価証明書
- 6 賃貸借契約の場合 カ 当該建物（物件）の賃貸借契約書の写し（使用目的が事業所用又は店舗用であること。住居用の場合、事業所使用に関して特約があるか、賃貸人からの承諾書が必要です。）

■ 提出について

- 1 新規（許可換え新規を含む。）申請、都内での所在地変更又は営業所の新設の際に提出するもの
1～4は必須。5又は6は、必要に応じて提出してください。
- 2 般・特新規、業種追加、更新申請の際に提出するもの
登記上（屋号を登記していない個人事業主については住民票上）以外の場所に事実上の営業所がある場合、5又は6を提出してください。

※ 資料に記載の地番と実際の住居表示が異なる場合は、当該所在地の確認ができる名刺・封筒等の写しを併せて御提示ください。

※ 官公庁で取得する各種証明書は、発行後3か月以内のものを提出してください。

※ 賃貸借契約書は、有効な契約期間内のものを提出してください。ただし、自動更新の条項がある場合には、契約期間を過ぎていても可とします（定期建物賃貸借を除く）。

※ 事実上所在地の変更を伴わない、登記上所在地のみの変更の場合は、3、4は不要です。

| 営 業 所 写 真 | |
|---|---|
| 年 月 撮 影 | 年 月 撮 影 |
| <p>※ ここに写真を掲載（カラー印刷可）</p> <p>※ A4用紙1枚あたり4枚を目安とする</p> <p>【写真撮影要領】</p> <p>① 建物の全景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所に入る建物の全景 *あわせて、以下の項目の写真を添付すること。 ・建物入口付近 ・建物入口を正面から写したもの ・テナント表示 ・テナント表示がない場合は、商号が判読できるポストや集合郵便受けを写したもの <p>② 事務所の入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号等を掲示した事務所の入口部分 ・その他の営業所は、営業所名等も掲示すること（商号等が判読できるもの） | <p>※ ここに写真を掲載（カラー印刷可）</p> <p>③ 事務所の内部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内部の概要が確認できるよう、複数方向から写したもの ・執務スペースが確認できるもの ・応接スペースが確認できるもの *ブラインド、カーテン等は、開けた状態で写すこと。 *営業所が他の法人や個人事業主と同一階にある場合又は住居と同一建物内にある場合は、以下も添付すること。 ・間取り図（手書き可） ・入口から事務所までの動線部分の写真 ・営業所スペースが住居スペースや他法人等と明確に区分されていることが分かる写真 |

（注）東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて用意してください。

(7) 役員等氏名一覧表



(フリガナ)
申請者

太枠内のみ記入してください。
建設業許可番号

(般・特)第 _____ 号

都 受付日 _____ / _____ / _____
記
入 業種 _____

受付番号 _____
担当者 _____ No. _____

| 役員等の氏名・性別 | 生年月日 | 役員等の氏名・性別 | 生年月日 |
|-----------|--------------------|-----------|--------------------|
| フリガナ | M T S H R 年 月 日 | フリガナ | M T S H R 年 月 日 |
| 男 | | 男 | |
| 女 | | 女 | |
| フリガナ | M T S H R 年 月 日 | フリガナ | M T S H R 年 月 日 |
| 男 | | 男 | |
| 女 | | 女 | |
| フリガナ | M T S H R 年 月 日 | フリガナ | M T S H R 年 月 日 |
| 男 | | 男 | |
| 女 | | 女 | |
| フリガナ | M T S H R 年 月 日 | フリガナ | M T S H R 年 月 日 |
| 男 | | 男 | |
| 女 | | 女 | |
| フリガナ | M T S H R 年 月 日 | フリガナ | M T S H R 年 月 日 |
| 男 | | 男 | |
| 女 | | 女 | |
| フリガナ | M T S H R 年 月 日 | フリガナ | M T S H R 年 月 日 |
| 男 | | 男 | |
| 女 | | 女 | |
| フリガナ | M T S H R 年 月 日 | フリガナ | M T S H R 年 月 日 |
| 男 | | 男 | |
| 女 | | 女 | |

- 注1 「役員等」とは、申請者が法人の場合には、取締役等(別表役員等欄に記入の者)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主・支配人をいいます。
注2 知事許可の新規・業種追加・更新申請の際は、役員等を全員記入してください。
注3 役員等の変更届の際は、新たに就任した者のみを記入してください。

※ 提出に際しては、この用紙をコピーして使用できます。用紙の大きさはA4判をお願いします。

7 コード番号表

(1) 東京都区市町村コード番号表 ※ 様式第一号項番10で記入する。

| | |
|--------|----|
| 許可コード | |
| 都知事コード | 13 |

上記コードは、
常勤役員等証明書・専技
証明書等で記入します。

他の道府県の市町村コード
番号を調べたい場合は、
地方公共団体情報システ
ム機構のホームページ
(<https://www.j-lis.go.jp/index.html>) を御覧く
ださい。

| | | | |
|-------|------|-------|-------|
| 13101 | 千代田区 | 13201 | 八王子市 |
| 13102 | 中央区 | 13202 | 立川市 |
| 13103 | 港区 | 13203 | 武蔵野市 |
| 13104 | 新宿区 | 13204 | 三鷹市 |
| 13105 | 文京区 | 13205 | 青梅市 |
| 13106 | 台東区 | 13206 | 府中市 |
| 13107 | 墨田区 | 13207 | 昭島市 |
| 13108 | 江東区 | 13208 | 調布市 |
| 13109 | 品川区 | 13209 | 町田市 |
| 13110 | 目黒区 | 13210 | 小金井市 |
| 13111 | 大田区 | 13211 | 小平市 |
| 13112 | 世田谷区 | 13212 | 日野市 |
| 13113 | 渋谷区 | 13213 | 東村山市 |
| 13114 | 中野区 | 13214 | 国分寺市 |
| 13115 | 杉並区 | 13215 | 国立市 |
| 13116 | 豊島区 | 13218 | 福生市 |
| 13117 | 北区 | 13219 | 狛江市 |
| 13118 | 荒川区 | 13220 | 東大和市 |
| 13119 | 板橋区 | 13221 | 清瀬市 |
| 13120 | 練馬区 | 13222 | 東久留米市 |
| 13121 | 足立区 | 13223 | 武蔵村山市 |
| 13122 | 葛飾区 | 13224 | 多摩市 |
| 13123 | 江戸川区 | 13225 | 稲城市 |
| | | 13227 | 羽村市 |
| | | 13228 | あきる野市 |
| | | 13229 | 西東京市 |

| | |
|-------|------|
| 西多摩郡 | |
| 13303 | 瑞穂町 |
| 13305 | 日の出町 |
| 13307 | 檜原村 |
| 13308 | 奥多摩町 |
| 大島支庁 | |
| 13361 | 大島町 |
| 13362 | 利島村 |
| 13363 | 新島村 |
| 13364 | 神津島村 |
| 三宅支庁 | |
| 13381 | 三宅村 |
| 13382 | 御蔵島村 |
| 八丈支庁 | |
| 13401 | 八丈町 |
| 13402 | 青ヶ島村 |
| 小笠原支庁 | |
| 13421 | 小笠原村 |

(2) 建設業の種類・有資格区分のコード番号表

| 【 一般建設業 】 | | 建設業の種類 (項番64) | 有資格区分 (項番65) |
|-----------|------------------|------------------|-----------------------|
| 法第7条第2号 | イ (指定学科卒業と実務経験) | 1 | 0 1 |
| | ロ (実務経験10年以上) | 4 | 0 2 |
| | ハ (国家資格者又は大臣認定等) | 7 | P68~70の資格表のうち○、◎、△のもの |

| 【 特定建設業 】 | | 建設業の種類 (項番64) | 有資格区分 (項番65) |
|-----------------------|---------|------------------|---------------------|
| 法第15条第2号イ (国家資格者) | | 9 | P68~70の資格表のうち◎のもの |
| 法第15条第2号ロ (指導監督的実務経験) | 法第7条第2号 | イ (指定学科卒業と実務経験) | 0 1 |
| | | ロ (実務経験10年以上) | 0 2 |
| | | ハ (国家資格者又は大臣認定等) | P68~70の資格表のうち○、△のもの |
| 法第15条第2号ハ (大臣認定) | 同号イと同等 | | 0 3 |
| | 同号ロと同等 | | 0 4 |

8 技術者の資格（指定学科）表 —法第7条第2号イ該当者法施行規則第1条—

下表の学科ごとに、指定学科を認定できる業種が異なります。具体的な指定学科名は■の表を御確認ください。その他の名称の学科で御相談される場合は、事前に卒業証明書及び履修証明書等を、さらにこの学科が、取得を希望する業種に対応する「施工技士」の資格試験での指定学科に該当している場合は、そのことが分かる資料も併せて御持参ください。（例：「内装」については「1級建築施工管理技士」試験の指定学科である等）

| 学科 | 建設業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | ゆ | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 土木工学※ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 建築学 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 都市工学 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| 電気工学 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | ○ | |
| 電気通信工学 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 機械工学 | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 衛生工学 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 交通工学 | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 鉱山学 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |

※農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。

■ 具体的な指定学科・類似学科 ※ 並びは上表の学科ごととなっております。

類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

| 【土木工学】 | | | | | | | | | |
|---------|-------|---------|-------|---|---------|-------|-------|-------|--|
| 開発科 | 海洋科 | 海洋開発科 | 海洋土木科 | 環境造園科 | 環境科 | 環境開発科 | 環境建設科 | 環境整備科 | |
| 環境設計科 | 環境土木科 | 環境緑化科 | 環境緑地科 | 建設科 | 建設環境科 | 建設技術科 | 建設基礎科 | 建設工業科 | |
| 建設システム科 | 建築土木科 | 鉱山土木科 | 構造科 | 砂防科 | 資源開発科 | 社会開発科 | 社会建設科 | 森林工学科 | |
| 森林土木科 | 水工土木科 | 生活環境科学科 | 生産環境科 | 造園科 | 造園デザイン科 | 造園土木科 | 造園緑地科 | 造園林科 | |
| 地域開発科学科 | 治山学科 | 地質科 | 土木科 | 土木海洋科 | 土木環境科 | 土木建設科 | 土木建築科 | 土木地質科 | |
| 農業開発科 | 農業技術科 | 農業土木科 | 農林工学科 | 農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く。） | | | | | |
| 農林土木科 | 緑地園芸科 | 緑地科 | 緑地土木科 | 林業工学科 | 林業土木科 | 林業緑地科 | | | |

学科名に関係なく<生産環境工学・農業土木学・農業工学>コース・講座・専修・専攻

| 【建築学】 | | | | | | | 【鉱山学】 | |
|-------|-----|---------|-------|-------|-----|---------|-------|-----|
| 環境計画科 | 建築科 | 建築システム科 | 建築設備科 | 建築第二科 | 住居科 | 住居デザイン科 | 造形科 | 鉱山科 |

| 【都市工学】 | | | 【衛生工学】 | | | | | |
|--------|-----|---------|--------|-----|-------|-----|-------|---------|
| 環境都市科 | 都市科 | 都市システム科 | 衛生科 | 環境科 | 空調設備科 | 設備科 | 設備工業科 | 設備システム科 |

| 【電気工学】 | | | | | | | | |
|--------|-------|---------|-------|-----------|-----------|---------|-------|---------|
| 応用電子科 | システム科 | 情報科 | 情報電子科 | 制御科 | 通信科 | 電気科 | 電気技術科 | 電気工学第二科 |
| 電気情報科 | 電気設備科 | 電気通信科 | 電気電子科 | 電気・電子科 | 電気電子システム科 | 電気電子情報科 | 電子応用科 | 電子科 |
| 電子技術科 | 電子工業科 | 電子システム科 | 電子情報科 | 電子情報システム科 | 電子通信科 | 電子電気科 | 電波通信科 | 電力科 |

| 【機械工学】 | | | | | | | | 【電気通信工学】 |
|----------|-----------|-----------|-------|---------|---------|-------|-----------|----------|
| エネルギー機械科 | 応用機械科 | 機械科 | 機械技術科 | 機械工学第二科 | 機械航空科 | 機械工作科 | 機械システム科 | 電気通信科 |
| 機械情報科 | 機械情報システム科 | 機械精密システム科 | 機械設計科 | 機械電気科 | 建設機械科 | 航空宇宙科 | 航空宇宙システム科 | |
| 航空科 | 交通機械科 | 産業機械科 | 自動車科 | 自動車工業科 | 生産機械科 | 精密科 | 精密機械科 | |
| 船舶科 | 船舶海洋科 | 船舶海洋システム科 | 造船科 | 電子機械科 | 電子制御機械科 | 動力機械科 | 農業機械科 | |

学科名に関係なく機械（工学）コース

〈参考〉学校教育法の分類による専任技術者の要件（※指定学科は、学校教育法に基づく学校でなければならず、大学院や職業訓練校、他の法律に基づく各種学校等は対象とはなりません。）

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| 高等学校 | 全日制、定時制、通信制、専攻科、別科 | 指定学科卒業＋実務経験 5 年 |
| 中等教育学校 | 平成10年に学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校 | |
| 大学、短期大学 | 学部、専攻科、別科 | 指定学科卒業＋実務経験 3 年 |
| 高等専門学校 | 学科、専攻科 | |
| 専修学校 | 専門課程、学科 | 指定学科卒業＋実務経験 5 年 （専門士、高度専門士であれば 3 年） |

9 技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表

◎ 特定（法第15条2号イ）の資格及び一般（法第7条第2号ハ）の資格の両方を兼ねる。
 ○ 一般（法第7条2号ハ）の資格のみ
 △ 一般（法第7条2号ハ）の資格のみ。ただし、合格後、一級は3年、二級は5年の実務経験が必要
 ■ 指定建設業：指定建設業の専任技術者は◎の者と大臣認定のいずれかに限られる。

実務経験のみによる者は不可

| 資格区分及びコード番号 | 建設業法「登録基幹技能者講習」の他 | 職業能力開発促進法「技能検定」(旧職業訓練法) | 大臣認定等 | 建設業の種類 | |
|---------------------|--------------------|-------------------------|---|--------|----|
| | | | | 99 | 36 |
| 電気工事士法「電気工事士試験」 | 免状 | 免状 | 第一種電気工事士 第二種電気工事士（免許交付後実務経験三年以上） | 55 | 56 |
| 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 | 資格者証 | 資格者証 | 電気主任技術者（一種・二種・三種（免許交付後実務経験五年以上）） 電気通信主任技術者（資格者証交付後実務経験三年以上） | 58 | 59 |
| 電気通信事業法 | 資格者証 | 資格者証 | 解体工事施工技士 | 60 | 61 |
| 民間資格 | 合格証明書、登録証、登録証、資格者証 | 合格証明書 | 登録基礎ぐい工事 建築設備士（資格取得後各工事にし実務経験一年以上） 一級計装士（合格後各工事にし実務経験一年以上） 給水装置工事主任技術者（免許交付後実務経験一年以上） 甲種消防設備士 乙種消防設備士 | 62 | 63 |
| 消防法「消防設備士試験」 | 免状 | 免状 | ウエルポイント施工 路面標示施工 建築大工 型枠施工 左官 とび・とび工 コンクリート圧送施工 空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工 給排水衛生設備配管 配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工 建築板金（選択科目「ダクト板金作業」） タイル張り・タイル張り工 築炬・築炬工・れんが積み ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 石工・石材施工・石積み 鉄工（選択科目「製錬作業」又は、「構造物鉄工」）・製錬 鉄筋組立て・鉄筋施工 工場板金 板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」） かわらぶき・スレート施工 ガラス施工 塗装・木工塗装・木工塗装工 建築塗装・建築塗装工 金属塗装・金属塗装工 噴霧塗装 畳製作・畳工 表具・表具工・表装・内装仕上げ施工・カーテン施工 天井仕上げ施工・床仕上げ施工 熟絶縁施工 建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」） カーテンウォール施工・サッシ施工 造園 防水施工 検定職種 | 64 | 65 |
| 建設業の種類 | | | 土木 建築 大工 左官 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 | 66 | 67 |

鉄筋施工は、選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方に合格したもののみ

工事担任者資格者証は、「第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方」又は「総合通信」に限る。

旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は第二種電気工事士免状とみなされる。

等級区分はなく、実務経験不要

実務経験は、土工工事に限る。

検定職種「とび・とび工」の実務経験は、とび工事に限るもの、「コンクリート圧送施工」の実務経験はコンクリート工事に限るもの。

令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限る。

解体工事については、解体工事に関する実務経験のみに限る。

10 登録基幹技能者について

(新様式)

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第67号)により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで、確認を行います。

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証

修了証番号 第 号
氏 名 (生年月日 年 月 日)
実務経験を有する建設業の種類: 工事業
この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します
この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称) 印

この記載が必要になります(ページ下の※を参照)。また、複数業種を証明する場合は、その全てについて併記が必要です。

なお、平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、ページ下段の※表を参考にしてください。

| 資格区分及びコード番号 | 基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 資格区分及びコード番号 | | |
|-------------|--|--------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|---|----|
| | 登録さく井基幹技能者 | 登録送電線工事基幹技能者 | 登録圧入工基幹技能者 | 登録解体基幹技能者 | 登録ALC基幹技能者 | 登録圧入工基幹技能者 | 登録解体基幹技能者 | 登録ALC基幹技能者 | 登録硝子工事基幹技能者 | 登録ALC基幹技能者 | 登録硝子工事基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | 登録基礎工基幹技能者 | | | |
| 建設業の種類 | 登録基幹技能者の有資格コードは、全業種共通で「36」になります。基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。また、取得できる許可は一般建設業(法第7条2号ハ)のみとなります | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 建設業の種類 | | |
| 大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 大 |
| 左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 左 |
| と | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | と |
| 石 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 石 |
| 屋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 屋 |
| 電 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 電 |
| 管 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 管 |
| タ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | タ |
| 鋼 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 鋼 |
| 筋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 筋 |
| 舗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 舗 |
| しゅ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | しゅ |
| 板 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 板 |
| 方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 方 |
| 塗 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 塗 |
| 防 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 防 |
| 内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 内 |
| 絶 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 絶 |
| 通 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 通 |
| 園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 園 |
| 井 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 井 |
| 具 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 具 |
| 消 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 消 |
| 解 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 解 |

※平成30年4月1日前に交付された講習修了証(旧様式)でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習
上の表で◇印のある講習については、従前の講習修了証を有している者は、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていると確認できる。なお、登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については、主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

11 解体工事業について

(1) 業種区分の新設の経緯

高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、重大な公衆災害の発生等に対応した適正な施工体制を確保するため、平成26年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）において、建設業許可の業種区分が約40年ぶりに見直され、解体工事業が新設されました（平成28年6月1日施行）。

(2) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

| 解体工事の種類 (建設業法別表第一の上欄) | 建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号) | 建設工事の例示 | 建設工事の区分の考え方 |
|--------------------------|---|--|---|
| とび・土工・コンクリート工事 | 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体等 を行う工事(以下略) | とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事 (以下略) | 平成28年5月31日以前のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。 |
| 解体工事 | <u>工作物の解体を行う工事</u> | 工作物解体工事 | それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。 |

| | 解体を伴う新設 | | 解体のみ | |
|--------------|-----------------------------------|---|------------------------------------|---|
| | 各専門工事で作ったもの 例:信号機を解体して同じものを作る。 | 土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例:一戸建て住宅を壊して新築住宅を作る。 | 各専門工事で作ったもの 例:信号機を解体して更地にする。 | 土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例:一戸建て住宅を壊して更地にする。 |
| 平成28年5月31日以前 | 各専門工事で施工 例:電気工事業 | 土木一式工事・建築一式工事で施工 例:建築工事業 | とび・土工工事で施工 | とび・土工工事で施工 |
| 平成28年6月1日以降 | 各専門工事で施工 例:電気工事業 | 土木一式工事・建築一式工事で施工 例:建築工事業 | 各専門工事で施工 例: 電気工事業 | 解体工事で施工 |

※ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）の解体工事業との違い

建設リサイクル法の解体工事業は、建設業のうち建築物を除却するための解体工事を請け負う営業と規定されています（建リ法第2条）。請負金額の下限は規定されていません。

そして、解体工事業を営もうとする者（建設業法における土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者を除く）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないと規定されています（建リ法第21条）。

なお、建設リサイクル法の解体工事業の登録事務も建設業課で行っています。詳しくは「解体工事業者登録申請等の手引き」を御参照ください。

(3) 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

今後、新たに解体工事業を営む場合には、業種追加申請等により解体工事業の許可を受けている必要があります（P18～19参照）。

※ 「みなし」の専任技術者によって許可を受けられる経過措置期間は、令和3年6月30日に終了したため、令和3年7月1日以降、許可を受ける（継続する）場合には、「要件に合致した」専任技術者が必要です（P72参照）。

(4) 解体工事業の技術者要件

専任技術者の要件については、「技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表」P68～69を御確認ください。

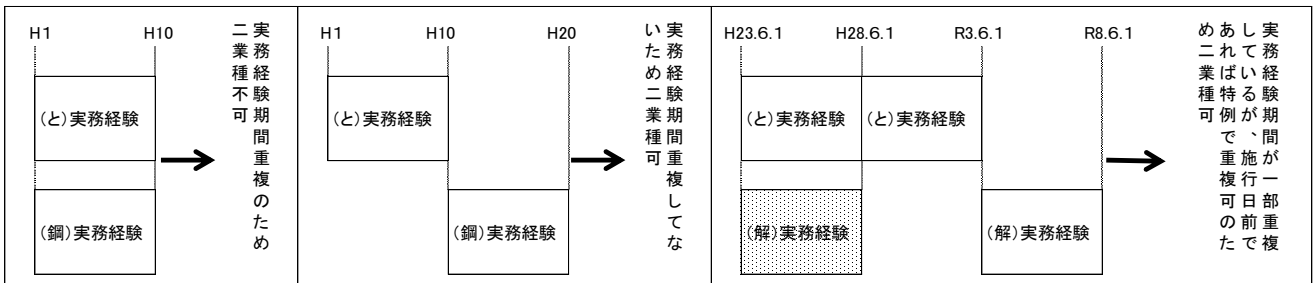
実務経験については、次の「実務経験年数の証明に必要な確認資料」を御確認ください。

■ 実務経験年数の証明に必要な確認資料

解体工事の実務経験として認められる工事は、平成28年6月1日改正法施行前のとび・土工工事（以降、旧とび・土工工事）の実務経験期間のものであっても、「工作物の解体を行う工事（P71青線箇所参照）」のみとなります。実務経験年数については、P59【エ】記載の確認資料の取扱いと同様に請負契約書等により、工期を確認して算出します。

ただし、旧とび・土工工事業の許可業者で、既に提出済みの変更届出書（決算報告）の中の工事経歴書から解体工事の実績が確認できる場合は、その期間分につき、請負契約書等に替えることができます（※受付印の押印された変更届出書（決算報告書）の副本表紙及び当該工事経歴書の写し、また必要に応じて工事内容のわかる資料等が必要となります。）。

なお、平成28年5月31日までの旧とび・土工工事業での実務経験に限り、同期間中に解体工事の実績がある場合は、実務経験期間の重複計上を認めています。



※ 建設リサイクル法施行後の解体工事に係る実務経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録を受けた期間に請け負ったものに限り経験期間に算入できます。

12 実務経験による技術者資格要件の見直しについて

令和5年7月1日より、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科と同等）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。

(改正前)

| 学 歴 | 実務経験 |
|--------------|--------|
| 大学、短大等（指定学科） | 卒業後 3年 |
| 高等学校（指定学科） | 卒業後 5年 |
| 上記以外 | 10年 |

(改正後)

| 学 歴 等 | | 実務経験 |
|------------|-----------------|--------|
| 学 歴 | 大学、短大等（指定学科） | 卒業後 3年 |
| | 高等学校（指定学科） | 卒業後 5年 |
| 技士補 技 士 | 1級1次検定合格者(対応種目) | 合格後 3年 |
| | 2級1次検定合格者(対応種目) | 合格後 5年 |
| 上記以外 | | 10年 |

○技術検定種目と対応する指定学科

| 技 術 検 定 種 目 | 同等とみなす指定学科 |
|---------------|------------|
| 土木施工管理、造園施工管理 | 土木工学 |
| 建築施工管理 | 建築学 |
| 電気工事施工管理 | 電気工学 |
| 管工事施工管理 | 機械工学 |

(注1) 指定建設業と電気通信工事業は除きます。

(注2) 技術検定合格後とは、当該資格を取得した技術検定の合格発表の日以降の実務経験を算入します。平成20年度以前の合格者については、合格発表日が分かるものの写しを提出してください（合格証明書の発行日以降の実務経験の場合は除く。）。

13 国家資格等についての問合せ先

| 資格等 | 試験の実施機関等 | 所管庁等 |
|--------------|--|---|
| 建設機械施工管理技士 | (一社) 日本建設機械施工協会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-1501 https://jcmanet.or.jp/ | 国土交通省 大臣官房 技術調査課 施工企画室 TEL 03-5253-8111(代) 内22-408 |
| 土木施工管理技士 | (一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 建築施工管理技士 | (一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 登録基礎くい工事 | (一財) 日本基礎建設協会 〒103-0014 中央区日本橋蛸殻町2-8-12 岸浪ビル6F TEL 03-6661-0128 https://www.kisokyo.or.jp/ (一社) コンクリートパイル・ポール協会 〒105-0013 港区浜松町2-7-15 日本工業2号館3階 TEL 03-5733-5881 https://www.c-pile.or.jp/copita/index.html | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 電気工事施工管理技士 | (一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 管工事施工管理技士 | (一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 電気通信工事施工管理技士 | (一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 造園施工管理技士 | (一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 https://www.jctc.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 登録基礎技能者 | 国土交通省ホームページ(登録基礎技能者講習を実施している機関)参照 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000159.html | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-857 |
| 建築士 木造建築士 | (公財) 建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaeic.or.jp/ | (一社) 東京建築士会 (注) TEL 03-3527-3100 (代表) |
| 技術士 | (公社) 日本技術士会 技術士試験センター 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館4階 TEL 03-6432-4585 https://www.engineer.or.jp/ | 文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 TEL 03-5253-4111(代) 内3888 |
| 電気工事士 | (一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 https://www.shiken.or.jp/ | 東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 防災調整担当 TEL 03-5388-3541 (直通) |
| 電気主任技術者 | (一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 RBM東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 https://www.shiken.or.jp/ | 経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 TEL 03-3501-1742 (直通) |
| 電気通信主任技術者 | (一財) 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 豊島区巢鴨2-11-1 ホウライ巢鴨ビル6階 TEL 03-5907-6556 https://www.dekyo.or.jp/ | 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL 03-5253-5862 |
| 地すべり防止工事士 | (一社) 斜面防災対策技術協会 〒105-0004 港区新橋6-12-7 新橋SDビル6階 TEL 03-3438-0493 https://www.jasdim.or.jp/ | 国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 保全課 TEL 03-5253-8111(代) 内36-213 |
| 建築設備士 | (公財) 建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaeic.or.jp/ | 国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL 03-5253-8111(代) 内39-524 |
| 計装士 | (一社) 日本計装工業会 〒105-0031 千代田区東神田2-4-5 東神田堀商ビル4階 TEL 03-5846-9165 https://www.keiso.or.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-857 |
| 給水装置工事主任技術者 | (公財) 給水工事技術振興財団 〒163-0712 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル12階 TEL 03-6911-2711 https://www.kyuukou.or.jp/ | 厚生労働省 健康局 水道課 TEL 03-5253-1111(代) 内4029 |
| 消防設備士 | (一財) 消防試験研究センター 中央試験センター 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20 TEL 03-3460-7798 http://www.shoubo-shiken.or.jp/ | 総務省 消防庁 予防課 TEL 03-5253-7523 |
| 技能士 | 東京都職業能力開発協会 〒101-8527 千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎5階 TEL 03-6631-6052 https://www.tokyo-vada.or.jp/ | 東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 TEL 03-5320-4717 (直通) |
| 監理技術者資格者証 | (一財) 建設業技術者センター 〒102-0084 千代田区二番町3 麹町スクエア4階 TEL 03-3514-4711 http://www.cezaidan.or.jp/ | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 解体工事施工技士 | (公社) 全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階 TEL 03-3555-2196 https://www.zenkaikouren.or.jp | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |
| 登録解体講習 | (公社) 全国解体工事業団体連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階 TEL 03-3555-2196 https://www.zenkaikouren.or.jp/ (一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-1743 https://www.jctc.jp/ ※ 再交付申請と書換申請のみ受付 | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-716 |

(注) 他道府県在住の一級建築士については、各住所地の建築士会へお問い合わせください。また、他道府県登録の二級建築士・木造建築士については、各道府県又は各道府県指定登録機関へお問い合わせください。